

青森県報

号外第二十八号

令和元年
七月四日
(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（事務局）：一
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理人の選任（同）：二
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理人の選任（同）：二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時（同）：二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時（同）：二
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所（同）：三
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見（同）：三
- 放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時（同）：三
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（同）：三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十七号

令和元年七月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二一、三〇三人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二三九、三九二人

弘前市大字桜ヶ丘四丁目
黒石市大字浅瀬石字清川

東津軽郡選挙区 六、七五五人

西津軽郡選挙区 五、四八二人

南津軽郡選挙区 六、五七二人

北津軽郡選挙区 七、七三四人

上北郡選挙区 二七、九四二人

三戸郡選挙区 一九、六九四人

青森市選挙区 八一、七四七人

弘前市選挙区 四九、九二八人

八戸市選挙区 六五、四四六人

黒石市選挙区 九、六六九人

五所川原市選挙区 一九、二六四人

十和田市選挙区 一七、六六六人

三沢市選挙区 一一、一〇五人

むつ市選挙区 二一、二八六人

つがる市選挙区 九、四九二人

平川市選挙区 一一、九三六人

青森県選挙管理委員会告示第十八号

令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

氏名	選挙長
住所	
氏名	選挙長職務代理人
住所	

一場所 青森市中央二丁目一一の一八
ラ・プラス青い森三階「カトレア」

青森県選挙管理委員会告示第二十号
令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

柿崎光顯	弘前市大字桜ヶ丘四丁目
櫻田靜子	黒石市大字浅瀬石字清川

青森県選挙管理委員会告示第十九号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

氏名	選挙分会長	選挙分会長職務代理人
新岡千覚	内字浦島四七	木村豊
	北津軽郡中泊町大字福浦	青森市長島四丁目一二の二

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

二日時 令和元年七月二十三日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 場所 青森市中央一丁目一一の一八
ラ・プラス青い森三階「カトレア」

二 日時 令和元年七月二十三日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

場 所	場 所	所 在 地	青森県選挙管理委員会事務局
			青森市長島一丁目一の一
所 在 地			青森市長島一丁目一の一
青森県庁南棟四階A会議室	青森市長島一丁目一の一		

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

くじを行いう場所

くじを行いう日時

青森市長島一丁目一の一
青森県選挙管理委員会事務局令和元年七月四日
午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十一条第一号の規定により、令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

くじを行いう場所

くじを行いう日時

青森市長島一丁目一の一
青森県選挙管理委員会事務局令和元年七月五日
午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百

三十条第二号の規定により、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選舉公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和元年七月四日

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一の一事務局 青森県選挙管理委員会事務局	令和元年七月五日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百七十五条第三項の規定により、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第一百三十四条の規定により告示する。

令和元年七月四日

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一の一事務局 青森県選挙管理委員会事務局	令和元年七月四日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

令和元年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和元年七月四日

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長 柿崎光顯

一 場 所 青森市長島一丁目一の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日 時 令和元年七月十八日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和元年七月四日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 新岡千覚

一 場 所 青森市長島一丁目一の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日 時 令和元年七月十八日 午後五時二十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号

東奥印刷株式会社
定価小口一枚二付十五円四十四銭
毎週月・水・金曜日発行

制限額 三八、一九六、八〇〇円